

熊本市博物館の登録に関する規則の全部改正について

熊本市博物館の登録に関する規則の全部を改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市博物館の登録に関する規則

熊本市博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）

第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録審査）

第2条 熊本市教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査のため必要があるときは、登録申請者に対して資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

（登録事項の変更）

第3条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録申請書変更届を提出することにより行うものとする。

（定期報告）

第4条 法第16条の規定による報告は、定期報告書により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

（登録の取消し）

第5条 第2条の規定は、法第19条第1項の規定による登録の取消しについて準用

する。この場合において、第2条中「登録申請者」とあるのは「博物館の設置者」と読み替えるものとする。

(廃止)

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届を提出することにより行うものとする。

(書類の様式等)

第7条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。法第12条第1項の登録申請書及び法第14条第1項の博物館登録原簿の様式についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市博物館の登録に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(提出理由)

博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）新旧対照表

全部改正後の規定（案）	現行	備考
<p>熊本市博物館の登録に関する規則〔教育政策課〕</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【対応規定なし】</p> <p>【対応規定なし】</p>	<p>熊本市博物館の登録に関する規則〔博物館〕</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（登録原簿）</p> <p>第2条 法第10条の規定により熊本市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿の様式は、様式第1号とする。</p> <p>（登録申請）</p> <p>第3条 法第11条第1項に規定する登録申請書の様式は、様式第2号とする。</p>	<p>これまで博物館が所管していた博物館の登録に関する事務を教育政策課が所管することにする。規則の改正に該当しないが、注意的に記載するもの。</p> <p>なお、所管が変わることと規定の大部分が変わることから、一部改正ではなく全部改正にした。</p> <p>【参考】令和4年法律第24号による改正後の博物館法第22条(改正前の第16条)</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。</p> <p>登録原簿への記載は改正後の法第14条第1項に規定されており、かつ、その様式は要綱で定めることとするので、この規定は不要になる。</p> <p>登録申請書を提出すべきことは改正後の第12条第1項に規定されており、かつ、申請書の様式は要綱で定めることとするので、この規定は不要になる。</p>

(登録審査)

第2条 熊本市教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査のため必要があるときは、登録申請者に対して資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

(登録事項の変更)

第3条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録申請書変更届を提出することにより行うものとする。

【削る】

(定期報告)

第4条 法第16条の規定による報告は、定期報告書により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を

(登録審査)

第4条 市教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは、登録申請者又は設置者に資料の提出を求め、実地調査を行い、又は学識経験者等の意見を徴することができる。

(登録事項の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出の様式は、様式第3号とする。

2 法第11条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があった場合(特に重要と認められる事項の変更の場合を除く。)は、9月又は3月の末日までに、それぞれ当該月の前月末までに生じた変更事項につき届け出るものとする。

【新規】

登録審査の場合と登録取消しの場合とが一つの条文に規定されていて分かり難いので、両者を分離し、登録取消しの場合の調査を別条文に移すこととした。

【参考】令和4年法律第24号による改正後の博物館法第15条第1項

(変更の届出)
第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

改正前の第13条第1項は、第11条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があった場合の届出についても規定していた。これを受けての規則第5条第2項であったところ、改正後の博物館法第15条第1項が添付書類の記載事項に変更があった場合の届出を規定していないので、規則第5条第2項に相当する規定が不要になった。

【参考にした他都市の規定】
博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則(改正法を受けての改正案)(神奈川県)

(定期報告)

受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第5条 第2条の規定は、法第19条第1項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、第2条中「登録申請者」とあるのは「博物館の設置者」と読み替えるものとする。

(廃止)

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届を提出することにより行うものとする。

(書類の様式等)

第7条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。法第12条第1項の登録申請書及び法第14条第1項の博物館登録原簿の様式についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

【削る】

(登録審査)

第4条 市教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは、登録申請者又は設置者に資料の提出を求め、実地調査を行い、又は学識経験者等の意見を徴することができる。

(廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出の様式は、様式第4号とする。

【新規】

(公示)

第7条 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する

第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書(第6号様式)により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

【準用後の条文】

第2条 熊本市教育委員会は、**法第19条第1項の規定による登録の取消し**のため必要があるときは、**博物館の設置者**に対して資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

様式は要綱で定めることとする(次条参照)。

別途「熊本市博物館の登録に関する規則」に規定する書類の様式等を定める要綱」を制定する。

規定の文言は、「規則等に定めのある様式の要綱移行に関する方針について」(平成29年3月10日市長決裁)によった。

改正後の法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、第20条第2項

<p>(補足)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則(略)</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p>	<p>ときは、公示するものとする。</p> <p>(1) 法第10条の規定により登録したとき。</p> <p>(2) 法第13条第2項の規定により登録を変更したとき。</p> <p>(3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p>【新規】</p> <p>附 則(略)</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>等の規定により、公表に関する事項が整備された。このため、改正前の第7条は不要となった。</p> <p>登録に関する審査基準を要綱で定めることを想定している。</p> <p>様式は要綱で定めるので、規則から全て削る。</p>
---	---	--

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市博物館の登録に関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。